

お知らせ

●不正受給防止のため、ご協力をお願いします。

■前職での勤務事実や職種の確認のため、前職の給与明細等を提出いただく場合や、前職の会社へ照会する場合があります。
また、必須の添付書類のほかにも追加で書類の提出を依頼する場合があります。

必要な確認ができない場合、奨励金はお支払いできません。

■偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金（個人）の支給を道から受け、または受けようとした支給対象者（個人）に対しては、当該不正に係る奨励金について不支給とするかまたは支給を取り消します。

●奨励金支給について

本奨励金は、予算の範囲内で支給いたしますので、申請額が予算額を超えた場合は、期間内であっても終了いたします。

現在、大変多くの申請をいただいております、予備審査・本審査ともにお時間を頂戴しております。

支給申請書（様式3）を提出いただいてから、奨励金のお振り込みまで、2ヶ月ほどかかる場合があります。